

社会福祉法人人間福祉会
扇揚苑グループホーム
認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活)
事業所運営規程

【事業の目的】

第1条 この規程は、社会福祉法人人間福祉会が開設する認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)事業所「扇揚苑グループホーム」(以下「事業所」という。)が行う認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、認知症の状態にある要介護高齢者(認知症に伴って著しい精神症状や行動異常がある者、急性期状態にある者を除く。以下「要介護者」という。)に対し、適正な認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 1. 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業所の従業者は、共同生活住居において、要介護者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で、認知症対応型共同生活介護計画(介護予防認知症対応型共同生活介護計画)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

3. 事業の実施に当たっては、要介護者の家族や地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、外部サービスも利用して総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 事業の運営にあたっては、安定的かつ継続的な事業運営に努める。

5. 事業所及びその従業者は、人間市暴力団排除条例(平成24年条例第20号)第2条第1号に規定する暴力団、同第2号に規定する暴力団員及び同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者であってはならず、並びにこれらの者と不適切な関係を有してはならない。

【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地、定員及び居室数は、次のとおりとする。

- 一、名 称 扇揚苑グループホーム
- 二、所在地 人間市大字中神853-1
- 三、定 員 18名
- 四、居室数 18室

【従業者の職種、員数及び職務内容】

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一、管理者 1人（常勤・兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二、介護従事者 常勤換算方法で6人以上

介護従事者は、認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応共同生活介護)を提供する。

三、計画作成担当者 2人

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画(介護予防認知症対応型共同生活介護計画)を作成し、利用者の同意を得て交付するとともに、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

四、管理栄養士 1人（介護老人福祉施設扇揚苑の管理栄養士を兼務）

管理栄養士は、食事の献立の作成、栄養指導、介護従事者の指導等を行う。

【認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の内容】

第5条 事業者は、要介護者に共同生活を送る住居を準備し、入浴・排せつ・食事の介護その他の日常生活の世話及び要介護者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援その他の共同生活介護を適切に提供する。

【認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)利用料その他費用の額】

第6条 1. 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

2. その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- | | | |
|-------------|--------------|-----------------|
| 一、食事提供費 | 1, 840円（日額） | 55, 200円（月/30日） |
| 二、住居費 | 68, 000円（月額） | |
| 三、水道光熱費 | 18, 000円（月額） | |
| 四、オムツ・パット代 | 実費 | |
| 五、行政代行手続 | 実費 | |
| 六、レクリエーション費 | 材料費等実費 | |
| 七、希望食 | 実費（外注） | |
| 八、共同生活日用品費 | 2,000円（月額） | |

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるととする。

【入居にあたっての留意事項】

- 第7条 1. 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)住居への入居にあたっては、要支援2から要介護5の認定を受けており、主治医の診断書等に基づき、認知症状態であることを確認する。
2. 自傷他害のおそれがないこと。
 3. 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
 4. 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
 5. 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

【非常災害対策】

第8条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、消防計画を作成するとともに、定期的に次の業務を実施する。

1. 消化、通報及び避難訓練(年2回)
2. 消防設備、施設等の点検整備
3. 従業員の火気使用又は取り扱いに関する監督
4. その他防火管理上必要な業務

緊急時の対応

- ・利用者の容体の変化などがあった場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族の方へ速やかに連絡を行う

協力医療・歯科医療機関は下記の通りである。

- | | |
|----------------------------|------------------|
| * おおぎ内科クリニック | TEL 04-2933-9567 |
| * 医療法人徳明会 小室クリニック | TEL 04-2972-3061 |
| * 医療法人永仁会 ハート病院 | TEL 04-2934-5050 |
| * 医療法人社団仁明会 中山歯科医院 | TEL 04-2963-4880 |
| * 医療法人社団新青会小川耳鼻咽喉科・気管食道科医院 | TEL 04-2932-3344 |

- ・ 協力医療機関との連携体制および情報共有について

当施設では、入居者の病状の急変時等において適切な医療を確保するため、介護保険法及び関係通知に基づき協力医療機関との連携体制を確保しています。

協力医療機関とは、入居者の健康管理、急変時の対応、入院受入れ等について連携を図るとともに、入居者の病状、既往歴、服薬状況、生活状況その他診療に必要な情報について、必要に応じて相互に情報共有を行います。

また、入居者の病状の変化等に適切に対応するため、平時から医療機関と定期的な情報共有や連携を行い、医療提供体制の確保に努めます。

なお、これらの情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律および関係法令を遵守し、適切に管理いたします。

【虐待防止に関する事項】

第9条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二、虐待の防止のための指針を整備する。
- 三、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四、虐待防止の措置に関しての担当者の設置。

【衛生管理】

第10条

1. 入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこと。
2. 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一、施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - 二、施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三、施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
 - 四、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこととする。

【個人情報の保護】

- 第11条
1. 事業所は、個人の情報について「個人情報に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに勤める。
 2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

【秘密保持】

- 第 12 条 1. 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
2. 事業者は、認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)従業者であった者に、業務上知り得た利用者家族の秘密を保持させるため認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)従業者との契約の内容とする。

【苦情処理】

- 第 13 条 管理者は、提供した認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者に説明するものとする。

【事故発生時の対応】

- 第 14 条 1. 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援事業者(介護予防支援事業者)等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
2. 事業所は、サービス提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
3. 事業所は、前項の損害賠償のため、損害保険に加入する。

【業務継続計画の策定等】

- 第 15 条 1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）に基づき必要な措置を講じるものとする。
2. 施設における業務継続計画ための指針の整備。
3. 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
4. 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

【身体拘束等の適正化】

- 第 16 条 当施設は、利用者の尊厳を保持し、自立した日常生活を支援する観点から、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を原則として行わないものとする。

- ・緊急やむを得ない場合の定義（発生時の対応の基本方針）

「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケース

- ① 切迫性・・・利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 一時制・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

* 緊急やむを得ない場合に該当するかは委員会にて協議の上、責任者である施設長（管理者）の判断を持って決定することとする。また、委員会の開催が難しい場合においては施設長（管理者）及び各専門職での検討の上、決定することとし個人（一人）での決定は行わないこととする。

- ・その対応及び時間、利用者の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- ・文章により家族等にわかりやすく説明し、原則として拘束開始時かそれ以前に同意を得る。直接、同意を得ることが難しい場合には電話等にて同意を得、その旨について記録に残すこと。また、連絡が取れない場合にも連絡を試みた旨について記録に残すこと。

- ・記録の作成時は下記の項目に注意すること

- (1) 拘束の三要件の1つのみに○がついていないか。
- (2) 拘束期間の「解除予定日」が空欄になっていないか。
- (3) 説明書（基準にさだめられた身体拘束の記録）作成日が拘束開始日より遅くなっていないか

- ・拘束を行った場合には利用者の日々の身心の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、従業者間、家族等関係者の間で直近の情報を共有すること。

【ハラスメント行為等への対応】

第17条 利用者又はその家族その他関係者が、事業者の役員又は職員に対し、次の各号に掲げる行為を行った場合、事業者は当該行為の中止を求めることができることとする

1. 暴言、侮辱、人格を否定する発言
2. 暴力、威嚇、脅迫行為
3. 土下座の要求その他社会通念上相当性を欠く要求
4. 性的な言動、つきまとい、個人的接触の強要
5. 長時間にわたる拘束、執拗な苦情申立て
6. その他、職員の安全確保又は就業環境維持の観点から問題となる行為

*前項の行為が改善されず、信頼関係の維持が困難であり、かつサービス提供の継続が難しいと事業者が判断した場合、事業者は契約を解除し、又はサービス提供の全部若しくは一部を停止することができることとする

【その他運営に関する重要事項】

第18条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後1ヶ月以内 継続研修 年1回以上
2. 事業所の見やすい場所に運営規程の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。
3. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
4. この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人 人間福祉会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

平成17年 9月 1日から一部改正施行する。

平成17年11月 1日から一部改正施行する。

平成18年 8月 1日から一部改正施行する。

平成27年 8月 1日から一部改正施行する。

令和 1年10月 1日から一部改正施行する。

令和 6年 4月 1日から一部改正施行する。

令和 6年12月 1日から一部改正施行する。

令和 8年 4月 1日から一部改正施工する。

認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

＜令和8年4月1日現在＞

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 04-2935-0122

担当 管理者 在田 治子

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 扇揚苑グループホームの概要

(1) 提供できるサービスの種類 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（以下合わせて「認知症対応型共同生活介護」という）サービス及び付随サービス

(2) 施設の名称及び所在地等

施設名称	扇揚苑グループホーム
所在地	埼玉県入間市大字中神853-1
介護保険指定番号	認知症対応型共同生活介護 (入間市 1172800607号)
	介護予防認知症対応型共同生活介護(入間市 1172800607号)

扇揚苑グループホームの目的及び運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人入間福祉会が開設する認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)事業所「扇揚苑グループホーム」(以下「事業所」という。)が行う事業所の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、認知症の状態にある要介護高齢者(認知症に伴って著しい精神症状や行動異常がある者、急性期状態にある者を除く。以下「要介護者」という。)に対し、適正な認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

1. 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
2. 事業所の従業者は、共同生活住居において、要介護者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で、認知症対応型共同生活介護計画(介護予防認知症対応型共同生活介護計画)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
3. 事業の実施に当たっては、要介護者の家族や地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、外部サービスも利用して総合的なサービスの提供に努めるものとします。
4. 事業の運営にあたっては、安定的かつ継続的な事業運営に努めていきます。
5. 事業所及びその従業者は、入間市暴力団排除条例(平成24年条例第20号)第2条第1号に規定する暴力団、同第2号に規定する暴力団員及び同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者であってはならず、並びにこれらの者と不適切な関係を有しません。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1名兼務	0名	サービス管理全般
計画作成担当者	2名兼務	0名	認知症対応型共同生活介護計画作成
介護職員	14名	1名	日常介護業務

(4) 施設の設備の概要

定員 18名 (9名×2ユニット)

居室・設備の種類	室数	備考
居室 (1人部屋)	18室 (うち和室4室)	ベット・トイレ・洗面付き
食堂兼リビング	2室	
台所	2室	
浴室	2室	一般浴
大浴室※		大型一般浴槽・一人浴槽 特殊浴槽があります

※洋室と和室が用意されていますが、利用者の状況等により別途ご相談して決めさせていただきます。入居後においても、他の入居者との相性等により変更をお願いすることがあります。

※大浴室は特別養護老人ホームの設備になります。

3 サービス内容

① 食 事

・栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の残存能力を考慮して自立支援のため、食事作りに加わって頂く機会を持ちます。

・食事時間の目安は次のとおりとします。

朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～

・利用者の希望により食事の時間、場所を選ぶことができます。

② 入 浴

・入浴又は清拭を利用者の状況に応じて随時行います。

③ 排 泄

・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

・利用者の心身などの回復を図る「生活リハビリ」を中心に機能訓練活動を行います。

⑤ 生活サービス

・日常生活上の世話 (離床・着替え・口腔ケア・整容・掃除・洗濯など) を、利用者の能力に応じて援助します。

⑥ その他自立への支援

・残された能力が最大限発揮できるよう、生活意欲が引き出せるよう、利用者の趣味・嗜好に応じて多様なプログラムを取り入れます。

⑦ 健康管理

・日々簡単な健康チェックを行います。

・協力医療・歯科医療機関の医師が診察健康管理を致します。

内科月2回 歯科隔月1回

⑧ 緊急時の対応

- ・利用者の容体の変化などがあった場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。
- ・協力医療・歯科医療機関は下記の通りです。

* おおぎ内科クリニック	TEL 04-2933-9567
* 医療法人徳明会小室クリニック	TEL 04-2972-3061
* 医療法人永仁会ハート病院	TEL 04-2934-5050
* 医療法人社団仁明会中山歯科医院	TEL 04-2963-4880
* 医療法人社団新青会小川耳鼻咽喉科・気管食道科医	TEL 04-2932-3344

・ 協力医療機関との連携体制および情報共有について

当施設では、入居者の病状の急変時等において適切な医療を確保するため、介護保険法及び関係通知に基づき協力医療機関との連携体制を確保しています。

協力医療機関とは、入居者の健康管理、急変時の対応、入院受入れ等について連携を図るとともに、入居者の病状、既往歴、服薬状況、生活状況その他診療に必要な情報について、必要に応じて相互に情報共有を行います。

また、入居者の病状の変化等に適切に対応するため、平時から医療機関と定期的な情報共有や連携を行い、医療提供体制の確保に努めます。

なお、これらの情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律および関係法令を遵守し、適切に管理いたします。

⑨ 安全管理・非常災害対策

事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、消防計画を作成するとともに、定期的に次の業務を実施します。

1. 消化、通報及び避難訓練(年2回)
2. 消防設備、施設等の点検整備
3. 従業員の火気使用又は取り扱いに関する監督
4. その他防火管理上必要な業務

⑩ 相談及び援助

利用者・ご家族からの相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。

※当施設では、行政手続の代行は行っておりません。ご家族での対応をお願いいたします。

※当施設では、ご利用者の印章・通帳は一切お預かりしません。

4 利用料金

(1) 介護保険対象費用

別紙『扇揚苑グループホーム利用料金表』に記載の通り。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

別紙『扇揚苑グループホーム利用料金表』に記載の通り。

(3) 支払方法

毎月20日までに前月分の請求書をお渡しします。お支払い方法は口座振替（自動払込）とし、毎月26日（26日が金融機関休業日のときは翌日営業）に振替させていただきます。入金確認後、領収書を発行します。

(4) 料金の変更等

- ・介護保険関係法令の改正等により料金に変更になる場合は、当該改正の実施日をもって料金を変更いたします。
- ・食費、日常生活費その他介護保険給付対象外の料金については、変更日の1ヶ月前までに変更の内容と理由を記載した文書で通知することにより、料金変更することができるものとします。
- ・退所による日常費用代行の預り金の精算返還について、当施設では慣習的に利用者の生活費（医療費、薬品代等）の精算は、月末締め翌月末払いとなっているため退所日によっては1ヶ月半から2ヶ月の時間を必要とします。退所日に預り金の精算が出来ませんことをご了承下さい。事務所から連絡致します。

5 退所手続

(1) 契約の終了

以下の事由に該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 利用者の要介護状態区分が変更され、非当該（自立）又は要支援1と認定されたとき。
- ② 利用者が死亡したとき。
- ③ 利用者が「利用契約書」第11条により解約したとき。
- ④ 事業者が「利用契約書」第12条により解約したとき。
- ⑤ 利用者が共同生活住居を離れて2ヶ月を経過したとき、又は2ヶ月以上離れることを予定して他所へ移転したとき。
- ⑥ 利用者が、他の介護保険施設へ入所することとなったとき。

(2) 利用者による契約終了（第11条）

- ① 利用者は、事業者に対して、14日間の予告期間において、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- ② 利用者は、以下の事由に該当した場合、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ・事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合。
 - ・事業者が、守秘義務に違反した場合。
 - ・その他、介護保険法関連法令及びこの契約などに定める事項に著しく違反した場合。

(3) 事業者による契約終了（第12条）

- ① 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して30日間の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- ② 利用者が次の各号の事由に該当する場合は、事業者は利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ・利用料その他業者に支払うべき費用を支払い期限から30日以上滞納したとき。
 - ・共同生活住居を損傷する行為を反復したとき。
 - ・入院治療が必要となるなど利用者が自ら介護サービスを利用することが困難となったとき。
 - ・他の利用者の生活又は健康に重大な危険を及ぼし、又は他の利用者との共同生活の継続を著しく困難にする行為をなしたとき。
 - ・利用者又はその家族が、事業者や職員に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったとき。

6 緊急時の対応方法

ご利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、利用者の家族又は身元引受人に速やかに連絡いたします。

7 事故発生時の対応方法

サービス提供により事故が発生した場合は、利用者の家族又は身元引受人、市（保険者）に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

8 外部評価実施

実施：あり 2025年3月30日 実施

評価機関：特定非営利活動法人ケアマネジメントサポートセンター

評価結果の開示状況：WAMNET

9 個人情報保護

1. 事業所は、個人の情報について「個人情報に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに勤めます
2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

10 虐待防止に関する対策

事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとします

- 一、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二、虐待の防止のための指針を整備する。
- 三、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四、適切に実施するための担当者を置きます。

11 身体的拘束その他の行動制限

事業者は、原則として利用者の行動を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びご家族へ十分な説明をし、同意を得てからとします。

①やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の入所者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、施設管理者を中心に十分な検討を行い、身体拘束による心身の弊害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性、非代替性、一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

12. 衛生管理

感染症及び、食中毒の及びまん延の防止のための対策を検討し、感染症対策指針を作成します。

また、「感染症対策委員会」を設置します。委員会では、感染症が発症した場合の報告、職員に対する感染症の周知徹底、感染状況の調査とその具体的防止策、再発予防対策など協議し実行するとともに、研修や訓練（シミュレーション）を定期的に行います。

13. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）に基づき必要な措置を講じるものとする。

施設における業務継続計画ための指針の整備。

職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

14 『苦情申し出窓口』の設置及び第三者委員について

(1) 当施設の苦情申し出窓口

- ・管理者 在田 治子
- ・扇揚苑施設長 渡邊 勝 電話 04-2935-0122

(2) 当法人の苦情申し出窓口

- ・入間福祉会事務長、当法人理事
森下 裕之 電話 04-2901-7020
- ・特別養護老人ホームおおぎ 施設長、当法人理事
石川 圭輔 電話 04-2901-7020

(3) 第三者委員

- ・当法人評議員
吉原 祐司 電話 04-2966-2461
- ・当法人評議員
的場 利夫 電話 04-2936-0724

(4) 当法人以外の苦情相談窓口

- ・入間市役所健康推進部介護保険課 電話 04-2964-1111
- ・埼玉県運営適正化委員会 電話 04-8822-1243
- ・埼玉県西部福祉事務所 電話 04-9283-6780
- ・埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 04-8824-2568

令和8年4月1日

『苦情申し出窓口』の設置及び第三者委員について

社会福祉法第82条の規定により、本事業所では利用者からの苦情に適切に対応する体制を取っております。法人の苦情受付窓口、各事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者は下記の通りです。

記

1. 各事業所の苦情申し出窓口

	おおぎこども園	おおぎ第二こども園	練馬区立東大泉第三保育園	練馬区立光が丘第四保育園	特別養護老人ホーム扇揚苑	扇揚苑デイサービスセンター	扇揚苑グループホーム
1. 苦情解決責任者	野口 春美(園長)	齋藤 朱美(園長)	清水 雅俊(園長)	石渡かおり(園長)	渡邊 勝(施設長)	渡邊 勝(施設長)	在田治子(施設長)
2. 苦情受付担当者	増田 菜々子(副園長)	永島 通子(副園長)	頓所 綾乃(副園長)	堀崎 真代(副園長)	茂木 裕介(副施設長)	上田 耕平(主任)	関 綾子
(電話番号)	04-2963-7707	04-2963-0007	03-3922-0550	03-3976-1562	04-2935-0123	04-2935-0120	04-2935-0122
扇揚苑在宅介護支援センター	おおぎデイサービスセンター	おおぎホームヘルプサービス	おおぎ在宅介護支援センター	入間市金子地区地域包括支援センター	入間市豊岡西地域包括支援センター	デイサービスセンター虹	特別養護老人ホームおおぎ
浅井 純(主任) 大澤 亜矢子 04-2935-0130	松上真希(施設長) 佐藤満里子(主任) 04-2966-4377	竹田 恭子(主任) 上野 美貴代 04-2966-4380	小坂部智子(主任) 小澤 公世 04-2966-4378	諏訪 結花(主任) 辰巳 法彦 04-2935-7543	本間 正子(主任) 森川 浩行 04-2960-5010	青柳貴久(施設長) 佐藤 光 04-2901-1122	森下裕之(事務長) 石川 圭輔(施設長) 04-2901-7021

2. 法人の苦情申し出窓口 (※上記のすべての施設の苦情を受付します)

森下 裕之 (当法人理事 事務長)

TEL 04-2901-7020 (代表)

石川 圭輔 (当法人理事 介護事業部長)

TEL 04-2901-7020 (代表)

3. 第三者委員

吉原 祐司 (当法人評議員)

TEL 04-2966-2461

的場 利夫 (当法人評議員)

TEL 04-2936-0724

◇ 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることができます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知いたします。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いによる話し合いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決策の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

※当委員会で解決できない苦情は、次の窓口に応じることができます。

入間市役所健康推進部介護保険課、こども支援部保育幼稚園課

TEL 04-2964-1111 (代表)

練馬区役所こども家庭部保育計画調整課

TEL 03-3993-1111 (代表)

運営適正化委員会 (児童・老人)

埼玉県 TEL 048-822-1243

東京都 TEL 03-5283-7020

埼玉県西部福祉事務所 (老人)

TEL 049-283-6780

埼玉県国民健康保険団体連合会

TEL 048-824-2568

東京都国民健康保険団体連合会

TEL 03-6238-0177

令和 年 月 日

認知症対応型共同生活介護ご利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

事業者所在地 埼玉県入間市東町4-1-77
事業者名 社会福祉法人入間福祉会
代表者 理事長 野口 一 (印)

事業所所在地 埼玉県入間市大字中神853-1
事業所名 扇揚苑グループホーム

説明者 所属 扇揚苑グループホーム
氏名 在田 治子 (印)

(指定番号 1172800607)

私は、契約書及び本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名 (印)

(代理人) 住所
氏名 (印)